

市民後見人育成等の共同実施

(賀茂健康福祉センター福祉課)

1 概要

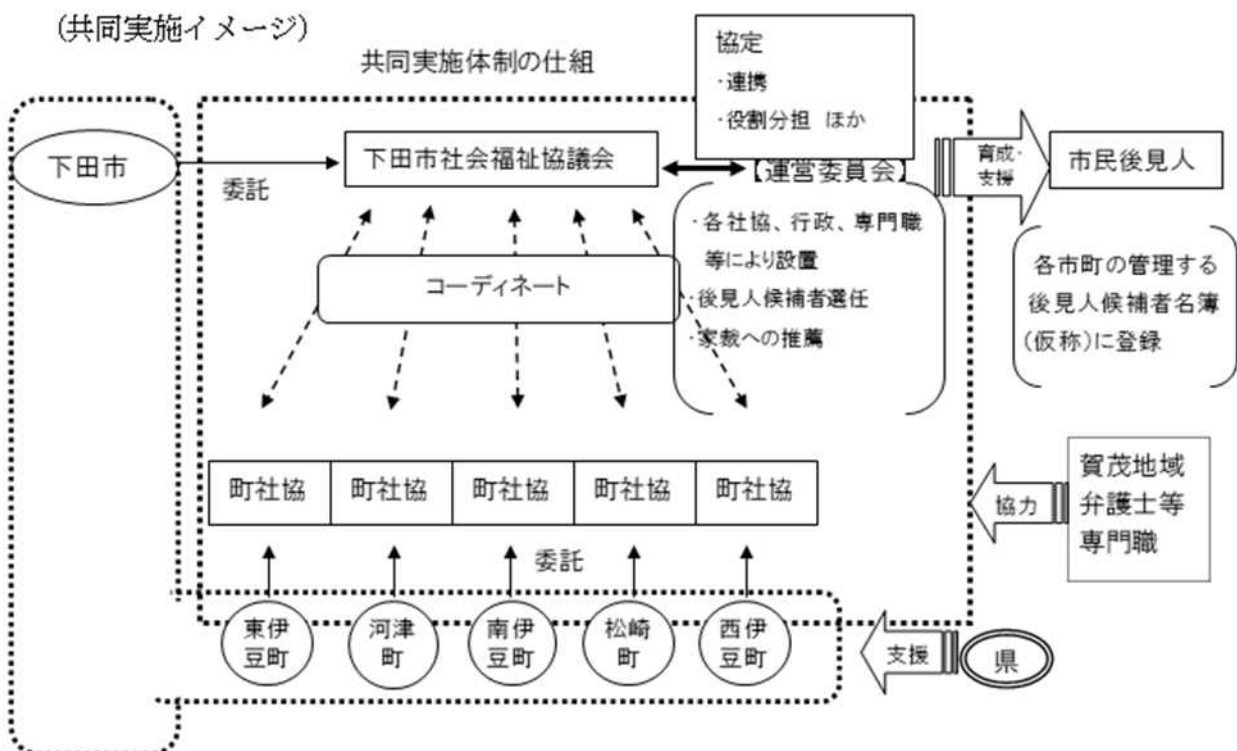
賀茂地域では、市民後見人の育成研修や相談業務等の**費用や事務量の軽減、相談スキルの向上と平準化**、家庭裁判所からの**受任相談・受任調整業務の効率化**を図るため、平成29年3月30日に管内6市町の社会福祉協議会が成年後見事業の業務協定の調印式を開き、平成29年4月から**共同で養成講座等を実施**することとなった。

※**市民後見人**…弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた第三者後見人等の候補者のこと。

(共同実施の仕組み)

連携の手法 Ⅱ 共同実施	①市町協定、社協協定を締結し、1市5町が各市町社会福祉協議会に業務を委託する。 ②各市町社会福祉協議会が受託業務を実施するが、 下田市社会福祉協議会が基幹的役割を担い 、賀茂郡5町社会福祉協議会をサポートする。
	<役割分担> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 下田市社会福祉協議会 = 基幹的役割 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人育成研修及び家庭裁判所からの受任調整 ・各社会福祉協議会間や関係機関との連携・調整 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 下田市及び賀茂郡5町社会福祉協議会 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等からの相談対応及び利用者支援 ・市民後見人等の活動支援、広報啓発 等

(共同実施イメージ)



2 事業実施状況

(令和2年度の養成講座の概要)

時 期	内 容
令和2年10月3日 ～令和3年1月16日	・成年後見制度概論、民法、高齢者施策、障害者施策、生活保護、実務等について、1日講義延べ9日
令和3年2月6日	・課題演習（5h） ・修了式

※令和3年度は養成講座に代えて、各市町で成年後見制度等の普及啓発に係る研修を実施。

(養成講座修了者数)

	市民後見人養成講座修了者数						講座修了者の生活支援員としての活動状況 (R3.9月現在)
	H28	H29	H30	H31	R2	計	
下田市	6	3	3	5	7	24	8
東伊豆町	3	3	3	1	2	12	3
河津町	1	3	3	1	2	10	2
南伊豆町	2	3	2	2	1	10	1
松崎町	2	1	0	1	0	4	2
西伊豆町	2	1	0	1	1	5	1
計	16	14	11	11	13	65	17